



県政報告

埼玉県議会議員

東山とおる

新しい「つながり」、始める



令和5(2023)年

5月臨時会・6月定例会報告会

発行

埼玉県議会 自由民主党議員団

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎048-822-1960

皆さまの負託に応えるため 全力で働きます！

先の統一地方選挙を通じて、私たちは県民の皆さまから様々な『声』を頂いてまいりました。この『声』をしっかりと受け止め、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、誰もが安心して豊かに暮らせる郷土・埼玉を築いていかなければと決意を新たにしています。

私が所属する自民党議員団は総勢58名でスタートすることとなりました。

県議会の過半数を占める最大会派として、その責任を重く感じているところです。また、私は今期、文教委員会、少子・高齢福祉社会対策特別委員会に所属するとともに、新人県議13名の代表者(一期生会長)として活動することになりました。県議団の仲間と力を合わせ、県政の課題に全力で取り組んでまいります。

今後とも皆さまのより一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い致します。



所属委員会

文教委員会

少子・高齢福祉社会対策特別委員会

県議会5月臨時会・6月定例会報告

大型補正予算約183億8千万円を議決

選挙後初となる県議会は5月23・24日の両日に「5月臨時会」が開催され、第1号補正予算183億8,387万9千円の計上等を議決しました。また、6月19日からは「6月定例会」が開催され、「埼玉県税条例の一部を改正する条例」などを議決し7月7日に閉会しました。

5月臨時会で議決した第1号補正予算は、国の「物価高克服に向けた追加策」に対応した、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者への支援策です。その概要は次の通りとなります。

- ①物価高騰の影響を受ける生活者に対する緊急支援
(46億7,877万8千円)
- ②物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援
(115億4,191万1千円)
- ③物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を促す支援
(21億6,319万円)

農業者等の免税軽油の利用環境改善へ

6月定例会で議決した「埼玉県税条例の一部を改正する条例」は、主に自動車税(環境性能割)と軽油引取税の改正です。

自動車税の改正は、地方税法の一部改正に伴い、環境性能が高い自動車の普及促進を図るため、税率を決める燃費基準を段階的に引き上げるためのものです。軽油引取税の改正は、原油価格の高騰を受け農業者等の税負担を軽減するとともに、県への報告制度を年1回に簡素化させることで、より免税軽油が利用しやすい環境となります。(詳細は下記表を参照)

日本を元気にする施策を提案してまいります

新型コロナウイルス感染症は5類への移行という一つの節目を迎えました。今後は感染の再拡大も念頭に置きつつ、地域経済の回復と持続的発展を強く押し進め、県民の皆さまが安心して生活できる環境整備を進めなければなりません。また、加速する少子高齢化、激甚化・頻発化する自然災害など、私たちが乗り越えなければならない課題は山積しております。

私たち自民党県議団は、埼玉から日本を元気にする施策を提案し続けてまいります。

埼玉県税条例の一部を 改正する条例

条例の概要

概要

<自動車税(環境性能割)>

地方税法の一部改正に伴い、環境性能が高い自動車の普及促進を図るため、税率の基となる燃費基準の達成度合いを段階的に引き上げる。

<軽油引取税>

トラクターや掘削機など公道を走らない車両の軽油は、免税を受けることが可能。この免税軽油の使用者のうち、**農業者等**について、軽油購入数量等の報告頻度を緩和する。

○緩和の内容(購入数量が年間3キロリットル以下の場合)

現 行		改正案
区 分	報告頻度	
免税1年目	毎 月	1年に一度
2年目以降	1年に一度	



軽油引取税の改正について

目 的

原油価格の高騰を受け、**農業者等**の税負担を軽減するとともに、免税軽油を利用しやすい環境を整備する。

現状・課題

- ・軽油価格 令和5年5月 141.2円/ℓ (令和3年5月比+16.4円/ℓ)
- ・免税となった1年目は購入数量等が少量でも**毎月報告が必要**
▶ 繁忙期がある農業者等にとって事務負担が重い

県内の免税軽油使用者 農業従事者の約2%

改正による効果

<利用者にとって>

- ・免税による税負担の軽減
1ℓにつき32.1円の軽減
- ・免税手続に必要な事務負担の軽減
毎月から年1回の報告に軽減





✉ sayama.higashiyama@gmail.com